

大牟田市請負工事検査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大牟田市が発注する請負工事(以下「工事」という。)の検査について必要な事項を定め、工事の検査を厳正かつ的確に執行することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 室検査員 企画総務部契約検査室の検査員
- (2) 検査員 工事担当部の検査員
- (3) 監督員 工事について当該工事を監督する職員
- (4) 請負者 工事を請け負った者

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 完成検査 工事の完成を確認するための検査
- (2) 出来形検査
 - ア 既済部分 工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合に、既済部分の出来高を確認するための検査
 - イ 指定部分 工事の完成前に契約図書にあらかじめ指定された部分の工事目的物が完成した場合に行う検査
 - ウ 契約解除 工事の完成前に契約を解除する場合に行う検査
- (3) 中間検査
 - ア 中間技術 監督員又は検査員が工事の過程に応じて必要と判断したときに行う施工途中段階の検査
 - イ 部分使用 工事の完成前に工事目的物の全部又は一部を発注者が使用する必要が生じた場合に行う検査

(検査の実施)

第4条 工事の検査は、室検査員又は検査員(以下「室検査員等」という。)によって行うものとする。

(検査の区分)

第5条 企画総務部契約検査室で契約した工事の検査については、室検査員が行うものとする。ただし、検査業務の集中その他の理由により特に必要があるときは、当該工事について企画総務部契約検査室長(以下「室長」という。)の指示により検査員も検査できるものとする。

2 企画総務部契約検査室以外の部署で契約した工事の検査については、原則として検査員が行うものとする。

(検査の基準)

第6条 検査の基準は、別に定めるものとする。

(工事検査に係る設計図書等の提出)

第7条 工事担当課長は、第3条各号の検査を受ける場合は、検査に係る工事について、検査に必要な書類を速やかに室長に送付しなければならない。

(検査書類の点検)

第8条 室検査員等は、前条の書類を点検した結果補正の必要を認めたときは、当該書類の補正を求めることができる。

(検査書類の熟知等)

第9条 室検査員等は、検査を行う場合は、あらかじめ関係書類を熟知しておかなければならない。

2 室検査員等は、検査書類に基づき公正な検査を行い、工事の成果の適否を判定しなければならない。

(指示の権限)

第 10 条 室検査員等は、工事の検査及び執行の適正化を図るため、必要な事項について、請負者及び工事担当課長又は監督員に対して指示することができる。

(工事完了の確認)

第 11 条 工事担当課長は、検査依頼をする場合は、工事完了の確認を終えておかなければならない。

(不可視部分の判定)

第 12 条 室検査員等は、地中、水中その他検査を行いがたい部分については、監督員から工事施工状況を聞くとともに、記録写真、品質試験表その他関係資料に基づいて、その適否を判定しなければならない。

(破壊等による判定)

第 13 条 室検査員等は、検査を行う場合において必要があると認めるときは、構造物の安全性を考慮して、最小限の破壊又は試験を行い、出来上がりの適否を判定するものとする。

(検査の立会い)

第 14 条 室検査員等は、検査を行う場合において、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者並びに監督員その他必要と認める者を検査に立ち合わせるものとする。

(手直し等)

第 15 条 室検査員等は、検査の結果、工事の施工が契約設計図書等に適合しないと認められるときは、請負者及び工事担当課長又は監督員に手直し等の工事を指示しなければならない。

(再検査)

第 16 条 室検査員等は、前条の規定による手直し等の工事が完了したときは、速やかに再検査を行わなければならない。

(検査結果の報告)

第 17 条 室検査員等は、検査を終了したときは、直ちに当該工事に係る検査確認書を作成し、工事担当課長に交付するとともに室長に報告しなければならない。

(工事成績の評定)

第 18 条 室検査員等は、完成検査を終了したときは、直ちに別に定める工事成績評要領に基づき評定し、室長に報告しなければならない。

(工事完成承認の通知)

第 19 条 市長は、完成検査の結果、検査に合格したと認められたときは、速やかに請負者に対し、書面をもって完成承認の通知をしなければならない。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、実施上の細目についての必要事項は、室長が定める。

付 則

この要綱は、昭和 63 年 10 月 1 日から適用する。

一部改正 平成 2 年 9 月 3 日

付 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。